

# 材料検査実施基準

令和5年4月  
新宿区総務部施設課

# 目 次

材料検査実施基準	-----	1
----------	-------	---

## 別表 品目別検査区分表

1 建築工事	-----	3
2 電気設備工事	-----	5
3 機械設備工事	-----	9
4 外構工事	-----	11

# 材料検査実施基準

## (目的)

第1 この基準は工事の適切な施工を図るため、使用する材料、製品の品質について施工前に行う検査（以下「材料検査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (適用範囲)

第2 この基準は、新宿区総務部施設課が施行する工事に適用する。

## (材料検査の執行区分)

第3 材料検査は、原則として監督員が行う。

## (材料検査の命令)

第4 この基準により行う材料検査については、当該契約について監督を命じられたときをもって、その監督員に検査命令があったものとする。

2 事故及びその他の理由により、第1項の監督員が検査を行うことができないとき、工事主管課長は、他の職員に検査の実施を命ずるものとする。

## (書類の提出)

第5 現場代理人は、工事開始前に本基準に基づいて作成した材料検査計画届（第1号様式）を提出するものとする。材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という。）は、工事主管課長と協議の上、材料検査計画届に添付された材料検査計画書に基づき、材料検査を行う。

2 本基準第7条第1項第1号の検査を実施する際、現場代理人はあらかじめ材料検査請求書（第2号様式）を提出し、検査職員はその材料検査請求書に基づき、検査を行う。

## (材料検査の立会い)

第6 現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、検査職員が実施する材料検査に立会うものとする。

2 検査職員が行う材料検査は、工事主管課長の指示がある場合を除き、他の職員の立会いを要しないものとする。また検査職員は工事主管課長の指示により、新宿区契約事務規則第57条に定める検査員に材料検査の立会いを求めることができる。

## (材料検査の方法)

第7 材料検査は、工事に使用する材料、製品の品質を、検査職員が設計図書及び施工図等に照らして施工前に検査するものとし、その方法は次に掲げるとおりとする。

### (1) 試験による検査（検査職員の立会いを要する）

外観、形状、寸法、重量、性能及び品質管理上の成績表等について、検査職員が直接試験に立会い、確認する。なお、試験場所は工事現場の内外を問わない。

### (2) 試験結果の分かる書類による検査

外観、形状、寸法、重量、性能等について、試験結果の分かる書類（試験成績表、写真等）により確認する。

### (3) 照合による検査

設計図書において規格が指定されている材料、製品について、JIS等の規格を証明するマークの表示又は現品と照合したJIS等に基づく規格証明書により確認する。なお、確認は現品の目視、又は規格の分かる書類（写真等）により行う。

### (4) 見本による検査

外観、形状、寸法、重量、性能等について、見本カタログ（現物見本を含む。）等により確認する。

### (5) その他の検査

外観、形状、寸法、重量、性能等について、現品の目視又は設計図書の仕様に関する事項の分かる書類（写真、納品書等）により確認する。

2 各品目別の検査方法は、別表に定めるとおりとする。ただし検査職員は、別表に定める方法によることが適当でないとする場合は、工事主管課長の承認を得て、その方法を変更することができる。

3 本基準第7条第1項第1号及び第4号以外の材料検査を行う品目については、現場代理人と検査職員が協議した上で、材料検査を省略することができる。ただし、材料検査を省略した品目については、受注者が責任を持ってその品質等の確認を行うとともに、その材料、製品の品質が設計図書及び施工図等の仕様に適合していること分かる書類（写真、納品書等）を提出するものとする。

4 別表に定めのない特殊な品目の検査方法については、設計図書に定められている場合を除き、工事主管課長が定め、現場代理人はこれらの検査方法を本基準第4条第1項の材料検査計画届に明記する。

5 確認による検査及び照合による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わずに原則として材料個別に試験を行う必要はないが、JIS等規格品との照合ができない場合、納入された材料に疑義を生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。

（材料検査結果判明後の措置）

第8 材料検査を完了したとき、検査職員は現場代理人に対して速やかに合否を知らせるものとする。材料検査の結果、不合格となった材料がある場合、検査職員は現場代理人に対して必要な指示を行い、受注者はその指示に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（材料検査結果の報告）

第9 現場代理人は本基準第7条第1項第1号の検査が完了したとき、材料検査等報告書（第3号様式）を提出するものとする。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日1日付 4新総施営第712号）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表 品目別検査区分表

1 建築工事

No.1—No.2

検査の種類 工事等の区分	品目	第7条に定める検査区分					備考
		1号 (試験)	2号 (試験)	3号 (照合)	4号 (見本)	5号 (他)	
土工事	土(埋戻し、盛土)					○	
地業工事	既製コンクリート杭			○			JIS規格品等の場合
	鉄筋			○			JIS規格品の場合
	コンクリート		○				
	割り石、砂、砂利					○	
鉄筋工事	鉄筋			○			JIS規格品の場合
コンクリート工事	コンクリート		○				
	合板型枠			○			JAS規格品の場合
	鋼製デッキプレート					○	
鉄骨工事	鋼材			○			JIS規格品の場合
	高力ボルト			○			JIS規格品等の場合
	デッキプレート						
	製品					○	
コンクリートブロック、 ALCパネル及び 押出成形セメント板工事	ブロック			○			JIS規格品の場合
	ALCパネル			○			JIS規格品の場合
	押出成形セメント板				○		
防水工事	ルーフィング			○			JIS規格品の場合
	塗膜防水主材			○			JIS規格品の場合
	シーリング			○			JIS規格品の場合
石工事	石材				○	○	
タイル工事	タイル				○		
木工事	木材				○	○	
屋根及びとい工事	長尺金属板					○	
	折板					○	
	とい					○	
金属工事	金属製品					○	
	金属材料				○		
左官工事	左官材料				○		
建具工事	アルミニウム製建具					○	
	鋼製建具類					○	

	木製建具					○	
	シャッター					○	
	ガラス				○		
カーテンウォール	PCカーテンウォール					○	
塗装工事	塗料					○	
内装工事	内装材料					○	
ユニットその他工事	ユニット製品（内部）					○	
外構工事	ユニット製品					○	
	舗装材料			○			JIS規格品の場合
	舗装工事製品					○	
植栽工事	樹木					○	
	株物					○	
	芝類					○	
設備工事	小荷物専用昇降機		○				
その他							この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。

## 2 電気設備工事

No. 1—No. 5

検査の種類	品目	第7条に定める検査区分					備考
		1号 (試験)	2号 (試験)	3号 (照合)	4号 (見本)	5号 (他)	
工事等の区分 受変電設備工事	特別高圧スイッチギア	○					
	特別高圧監視制御装置	○					
特別高圧(22KV・66KV)	特別高圧機器	○					交流遮断器・変圧器 断路器・避雷器
高圧(6KV)	キュービクル式配電盤	○					
	高圧スイッチギア	○					
	変圧器盤	○					
	コンデンサ盤	○					
	低圧スイッチギア	○					
	開放型配電盤	○					
	系統連携保護装置	○					
	交流遮断器			○			
	変圧器			○			
	高圧進相コンデンサ			○			
	直列リアクトル			○			
	断路器			○			
	避雷器			○			
	限流ヒューズ			○			
	高圧負荷開閉器			○			
	高圧電磁接触器			○			
	高圧カットアウト			○			
	接地材					○	
自家発電設備工事 発電機(原動機含む)	発電機(100KVAを越える場合)	○					
	配電盤(100KVAを越える場合)	○					
	発電機(100KVA以下)		○				
	配電盤(100KVA以下)		○				
	油槽		○				
	水槽		○				
	架台					○	
	空気槽		○				
太陽光発電装置	太陽光発電装置(特注品)	○					

	太陽光発電装置				○		特注品を除く。
	架台					○	
燃料電池発電装置	燃料発電機器類	○					
風力発電装置	風力発電機器類	○					
無停電電源設備工事 直流電源装置	4800AH 以上の蓄電池に付 属する場合	○					
	4800AH 未満の蓄電池に付 属する場合		○				
交流無停電電源装置	UPS	○					
	簡易型UPS		○				
電力設備工事	照明器具（特注品）		○				灯柱含む
	照明器具（市販品）					○	灯柱含む
	照明器具（公共照明器具）			○			
	電動昇降装置類					○	
	誘導灯信号装置			○			
	液面電極					○	
電力設備工事	配線器具			○		○	JIS 規格品は 3 号
	換気扇					○	
	自動点滅器					○	
	地中箱		○			○	铸铁蓋 2 号・ 地中箱 5 号
	電線・ケーブル類			○			
	電線管類及び付属品			○			
	電柱類（コンクリート）			○			
	ケーブルラック		○				
	金属ダクト					○	
	線び類			○			
	防火区画貫通処理材			○			
	ボックス類			○			
	電動機用遮断器			○			
	制御盤・分電盤・ 端子盤		○				
舞台照明設備工事	操作卓・調光装置(特注品)	○					
	操作卓・調光装置				○		特注品を除く。
	舞台照明器具(特注品)	○					
	舞台照明器具				○		特注品を除く。
舞台音響設備工事	調整卓・増幅器				○		



	スピーカ				○	○	
避雷設備工事	避雷導線					○	
	接地材					○	
	突針			○			
	同上支持ポール					○	
弱電設備工事 放送装置	業務放送装置 (ハイインピダンス)		○				
	非常放送装置			○			
	映像・音響装置 (ローインピダンス)		○				
	マイクロホン					○	
	ワイヤレスマイク					○	
	テープレコーダ					○	
	CDプレーヤー					○	
	スピーカー					○	
	VTR					○	
	カラーモニタテレビ					○	
	プロジェクタ					○	
	スクリーン					○	
	書画カメラ					○	
駐車場管制装置	管制盤		○				
	検知器		○				
	信号灯・警報灯		○				
	発券機		○				
	カーゲート		○				
	カードリーダー		○				
自動火災報知機	受信機			○		(P・R形)	
ガス漏れ火災警報装置	副受信機・CRTなど			○			
自動閉鎖装置	自動閉鎖装置			○			
	空気管			○			
	電鈴			○			
	送受話器			○			
	表示灯			○			
	総合盤(機器収納箱)			○			
	発信器			○			

	感知器類			○			
非常警報装置	非常警報装置機器類			○			
非常通報装置	非常通報装置機器類			○			
監視カメラ装置	監視カメラ装置機器類		○				
出退情報表示装置	出退表示装置機器類		○				
	情報表示装置機器類		○				
インターホーン装置	インターホーン機器類		○				ナースコールを含む
テレビジョン共同受信装置	テレビジョン共同受信装置機器類		○				
テレビ電波障害防除装置	テレビ電波障害防除装置機器類		○				
電気時計装置	親時計		○				
	子時計		○				
	電源装置		○				
電話・LAN関係	電話交換機等		○				
	電話機器					○	
	LAN 関連機器		○				
昇降機設備工事 エスカレーター設備工事	機器類及び付属品	○	○				試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
その他	電動機（100kW 以上）	○					
	電動機（100kW 未満）		○				
	遠隔制御装置	○					
	気象観測装置	○					
	気象観測装置（検定品）			○			
	無線装置	○					
	無線装置（検定品）			○			
交通管制装置	○						
特殊設備							この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

3. 機械設備工事

No. 1—No. 2

検査の種類 工事等の区分	品目	第7条に定める検査区分				備考
		1号 (試験)	2号 (試験)	3号 (照合)	5号 (他)	
共通工事	水槽類		○			
	ボイラー類		○			
	膨張タンク		○			
	ポンプ類(含水中)		○			
	防振架台		○		○	
	ヘッダー類		○			
	煙道				○	
	弁類			○	○	
	管・継手類			○		
	耐震継手類				○	
	保温材			○	○	
	ストレーナ類			○		
	計器・メータ類			○		
	マンホールふた類			○		
弁きょう類				○		
給水・消火・衛生設備 工事	ろ過機		○			
	飲料用冷水器			○		
	消火栓箱				○	
	消火栓弁類				○	
	特殊消火機材				○	
	衛生器具類			○	○	
	給水栓類			○	○	
給湯設備工事	貯湯タンク	○	○			試験は鋼板製又はステンレス製で一体型のもの。
	湯沸器類			○	○	
排水設備工事	グリース阻集器				○	
	排水金物類			○	○	
厨房器具設備工事	厨房機器類				○	
蒸気暖房設備工事	還水タンク	○	○			試験は鋼板製又はステンレス製で一体型のもの。
	蒸気用安全弁			○		
	放熱器使用器具類			○	○	
	純水装置			○	○	
ガス設備工事	燃焼機器類				○	
	警報・安全装置				○	
熱源機器設備工事	冷温水発生機	○	○			試験は100RT以上のもの。ただし、分割搬入の場合はこの限りではない。

	冷凍機		○			
	冷却塔		○			
	空気熱源EHP		○			
	空気熱源GHP		○			
空気調和機設備工事	ユニット形空気調和機		○			
	ファンコイルユニット類		○			
	パッケージ形空気調和機		○			
	空気清浄装置		○			
	送風機類	○	○			試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
	全熱交換器	○	○			試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
風道設備工事	制気口類				○	
	ダンパー類				○	
	フード類				○	
	風量ユニット類		○			
	グリスフィルター				○	
自制御設備機器	監視盤	○	○			
	総合操作盤 制御盤類	○	○			
	操作機器類				○	
	補助機器類				○	
その他関連工事	電動機		○			
	機械架台				○	
特殊消火設備工事	機器類及び付属品		○			
その他						この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。

検査の種類 工事等の区分	品 目	第7条に定める検査区分				備 考
		1号 (試験)	2号 (試験)	3号 (照合)	5号 (他)	
土工（埋戻し、盛土）	砂、改良土、粒状改良土				○	
地盤改良工	セメント類			○		JIS規格品等の場合
	安定処理用石灰、			○		JIS規格品の場合
	固化材（セメント系他）				○	
コンクリート工	鉄筋			○		JIS規格品の場合
	レディミックスコンクリート		○			
基礎工	砕石等			○		JIS規格品の場合
	割ぐり石				○	
	既製コンクリート杭			○		
	鋼くい（鋼管、H鋼等）			○		
街築工事	コンクリート製品類（U・L型、人孔、ブロック等）			○		JIS規格品の場合
	陶管			○		JIS規格品の場合
舗装工事	砕石類			○		再生材は確認
	舗装用コンクリート平板			○		JIS規格品の場合
	インターロッキング				○	
	舗装用タイル				○	
	アスファルト混合物等			○		事前審査制度対象外は、試験を行う。
	道路施設（安全施設等）				○	
植栽工事	樹木、芝等				○	
	土壌改良材				○	
	肥料、農薬				○	
その他工事	鋼材類（鋼板、鋼管、鋼矢板等）			○		
	ネットフェンス			○		
	目地材（板、注入）				○	
	配管材料（塩化ビニル管）			○		
その他						この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。